

山下公園レストハウスの暫定利用実施事業者を募集します！

横浜市では、新たな公園の魅力と賑わいの創出に向け、公園における公民連携に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を令和元年9月に策定しました。

基本方針においては、具体的取組のひとつに公募型行為許可制度の創設を掲げています。

公募型行為許可制度では、公益性を確保しつつ民間事業者等の方々のアイデアを活用したイベント等を行い、公園の魅力と賑わいの創出を図ることを目指しています。

このたび、制度の確立に向けた試行として、従前の売店等の営業が終了した山下公園レストハウスを暫定利用し、イベントを実施する事業者を公募します。

今回の試行実施においては、公募型行為許可制度の検討のため、従来の行為許可の基準を一部緩和しつつイベントを実施していただく中で、公益性の確保や公園利活用への影響を検証していきます。

1 概要

(1) 対象公園

山下公園（中区山下町 279 番地）

(2) 対象となるイベント内容

公園の魅力と賑わいの創出に資するものとし、また、物品の販売を含むことができますが、従前のレストハウスの機能を踏まえ、販売する商品は公園利用者が必要とする物品（飲食物を含む）とします。

※イベント実施とともに、無料休憩スペースの用意、公園の美観の向上や魅力発信等を求めます。

(3) 実施期間

令和3年2月、3月及び6月～9月の各月単位で実施（合計6枠）

(4) 募集単位

1か月ごとに1提案

(5) 徴収する公園使用料

1日につき3,900円

2 公募スケジュール

令和2年11月13日（金）

公募開始

令和2年11月19日（木）17時

質問書提出期限

令和2年11月27日（金）

質問書に対する回答

令和2年12月7日（月）17時

提案書提出期限

令和2年12月下旬

審査、行為許可候補決定、通知

令和3年1月上旬

実施月決定（抽選）

令和3年1月中旬～

事業者による事前説明、行為許可申請等

令和3年2月～9月（4月、5月除く）事業期間

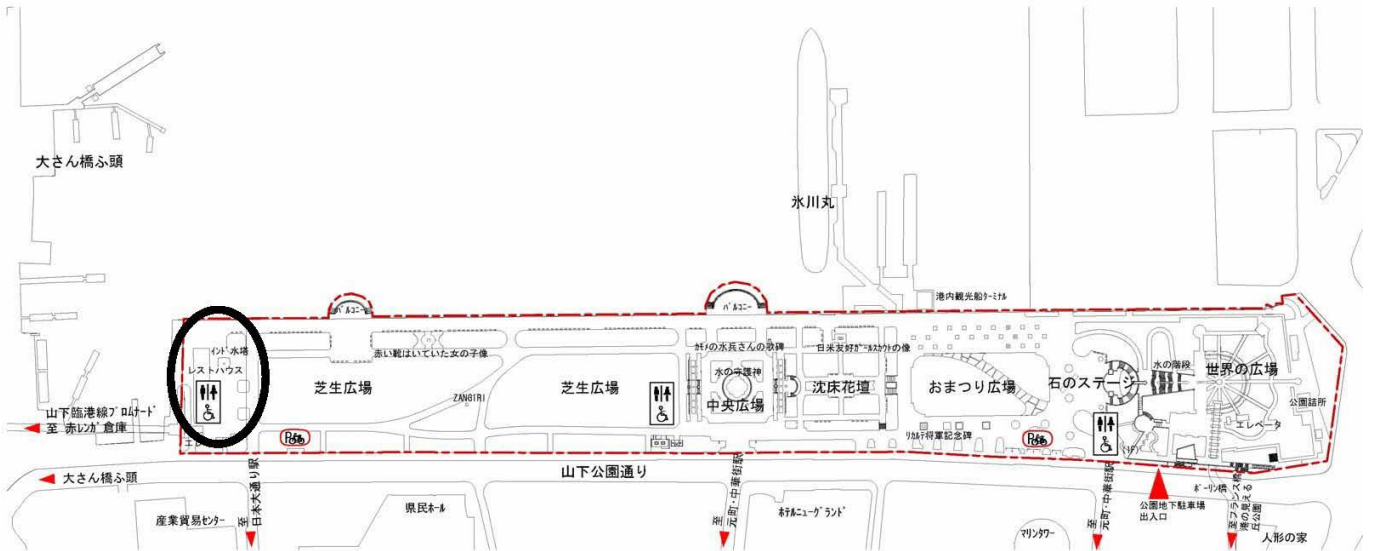


3 注意事項

条件・応募方法等の詳細は、下記URLをご確認ください。ご応募お待ちしております！

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/midori-koen/koen/renkei/y-resthouse-shikou.html>

山下公園案内図



実施場所



お問い合わせ先

環境創造局南部公園緑地事務所都心部公園担当課長 伊藤 高志 Tel 045- 671-3793